

議会における個人情報保護に係る対応について

1 現状

現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに、個人情報保護法(民間事業者)、行政機関個人情報保護法(国の行政機関)、独立行政法人等個人情報保護法(独立行政法人等)の3本の法律が定められているとともに、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が定められている。

本県議会は、「議会関係三重県個人情報保護条例施行規程」を定め、三重県個人情報保護条例の施行に関し、三重県議会における個人情報の保護について必要な事項を定めている。

2 経緯

国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流通の支障となり得ること等から、現行法制の不均衡・不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われた。

3 見直しの概要

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合され、大学・病院等を含む民間事業者、国の行政機関、地方公共団体の機関(議会を除く。)等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが設定された。

4 法改正に伴う条例への影響

改正後の個人情報保護法では、原則として、議会は適用除外となっているが、「国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、…個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する」(第5条)等の責務を有することとされた。これを踏まえ、改正後の個人情報保護法の第5章の規定を参考に、議会独自の個人情報保護条例の制定を進める必要がある。

その際、

- ① 条例の施行期日は、改正後の個人情報保護法の施行期日である「令和5年4月1日」とすること。
- ② 個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定し、各議員が取得する個人情報は対象としないこと。
- ③ 職員(又は委託を受けた事業者等)が正当な理由なく個人情報ファイル等を提供した場合等の罰則(上限：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を設けること。

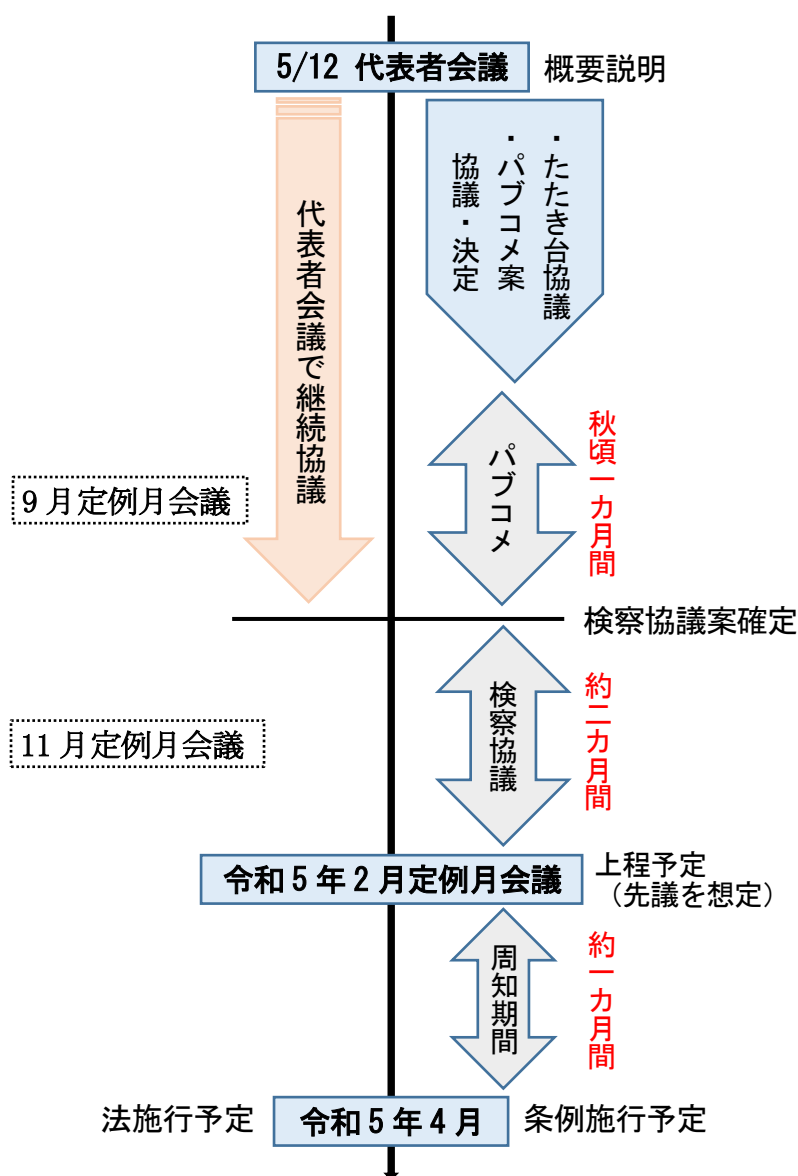
等に留意する必要がある。

5 議会としての対応

個人情報保護法の改正規定の施行(地方公共団体関係は令和5年4月)までに、議会における個人情報保護に関する条例の制定等、議会として適切な対応を図る必要がある。

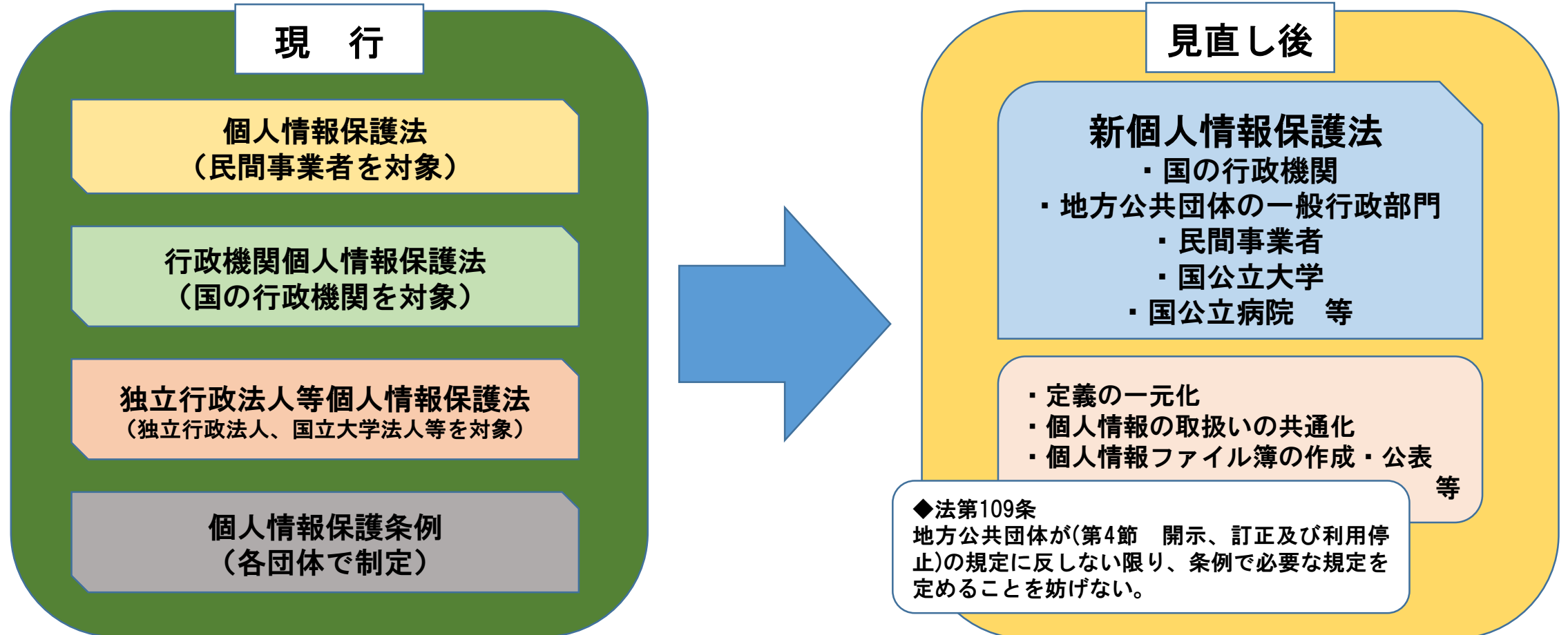
本年4月には、全国都道府県議会議長会から各都道府県議会に対し、各議会が個人情報保護条例案を作成する際に参考となる条例(例)及びその関連資料等の提供があり、本県議会においては、全国都道府県議会議長会の条例(例)や各都道府県議会の動向を注視するとともに、執行部の状況等も踏まえながら、個人情報保護制度の見直しを進めていく。

6 今後のスケジュール案



改正後個人情報保護法の施行に伴う 議会における個人情報保護に係る対応について

個人情報保護制度見直しの全体像



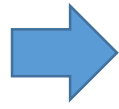
社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立等を目指す

新個人情報保護法と議会の適用関係

新個人情報保護法 第2条〔令和5年4月1日施行予定〕

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 (略)
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）
- 三・四 (略)

 **地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外**

※ただし、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれている。

新個人情報保護法 第2章、第3章及び第69条第2項第3号

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(利用及び提供の制限)

第69条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

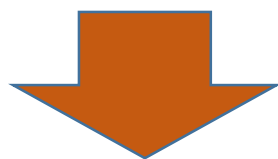
一・二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

また

個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(令和2年12月)〈内閣官房 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース 抜粋〉

「議会については、現行の行個法(行政機関の個人情報に関する法律)が行政機関を対象とし、国会や裁判所をその対象となっていないこととの整合を図るため、新制度の適用の対象としないこととすることが適当である。なお、ほとんどの団体(1,748団体)で議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるものである。」



議長会において、総務省及び（国）個人情報保護委員会と協議の上、議会において作成する条例のイメージ（例）を作成し、提示

条例(例)

- 第一章 総則(第1条～第3条)
- 第二章 個人情報の取扱い(第4条～第16条)
- 第三章 個人情報ファイル(第17条)
- 第四章 開示、訂正及び利用停止
 - 第一節 開示(第18条～第30条)
 - 第二節 訂正(第31条～第37条)
 - 第三節 利用停止(第38条～第43条)
 - 第四節 審査請求(第44条～第46条)
- 第五章 雑則(第47条～第51条)
- 第六章 罰則(第52条～第57条)
- 附則



新個人情報保護法

- 第一章 (略)
- 第二章～第四章 (略)
- 第五章 行政機関等の義務等
 - 第一節 総則(第60条)
 - 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第61条～第73条)
 - 第三節 個人情報ファイル(第74条・第75条)
 - 第四節 開示、訂正及び利用停止
 - 第一款 開示(第76条～第89条)
 - 第二款 訂正(第90条～第97条)
 - 第三款 利用停止(第98条～第103条)
 - 第四款 審査請求(第104条～第107条)
 - 第五款 条例との関係(第108条)
 - 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等(第109条～第123条)
 - 第六節 雑則(第124条～第129条)
- 第六章～第八章 (略)
- 附則